

○厚生労働省告示第五十号

健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年二月二十八日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成三十一年二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																														
<p>第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 計画策定の留意事項 健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第12条第1項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。</p> <p>また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を都道府県健康増進計画の中で設定するよう努めること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表二 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標</p> <p>(1) がん</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現 状</th> <th style="text-align: center;">目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;"><u>減少傾向へ</u> (平成34年)</td> </tr> <tr> <td>② がん検診の受診率の向上</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;"><u>50%</u> (平成34年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>(2) 循環器疾患</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現 状</th> <th style="text-align: center;">目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現 状	目 標	① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	(略)	<u>減少傾向へ</u> (平成34年)	② がん検診の受診率の向上	(略)	<u>50%</u> (平成34年度)	項 目	現 状	目 標	①～③ (略)	(略)	(略)	<p>第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 計画策定の留意事項 健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第12条第1項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。</p> <p>また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を都道府県健康増進計画の中で設定するよう努めること。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表二 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標</p> <p>(1) がん</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現 状</th> <th style="text-align: center;">目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;"><u>73.9</u> (平成27年)</td> </tr> <tr> <td>② がん検診の受診率の向上</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;"><u>50%</u> (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%) (平成28年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p> <p>(2) 循環器疾患</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現 状</th> <th style="text-align: center;">目 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～③ (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	現 状	目 標	① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	(略)	<u>73.9</u> (平成27年)	② がん検診の受診率の向上	(略)	<u>50%</u> (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%) (平成28年度)	項 目	現 状	目 標	①～③ (略)	(略)	(略)
項 目	現 状	目 標																													
① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	(略)	<u>減少傾向へ</u> (平成34年)																													
② がん検診の受診率の向上	(略)	<u>50%</u> (平成34年度)																													
項 目	現 状	目 標																													
①～③ (略)	(略)	(略)																													
項 目	現 状	目 標																													
① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	(略)	<u>73.9</u> (平成27年)																													
② がん検診の受診率の向上	(略)	<u>50%</u> (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%) (平成28年度)																													
項 目	現 状	目 標																													
①～③ (略)	(略)	(略)																													

④ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	(略)	平成20年度と比べて 25%減少 (平成34年度)
⑤ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上	(略)	特定健康診査の実施率 70%以上 特定保健指導の実施率 45%以上 (平成35年度)

(3) 糖尿病

項目	現 状	目 標
①～④ (略)	(略)	(略)
⑤ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少(再掲)	(略)	平成20年度と比べて 25%減少 (平成34年度)
⑥ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上 (再掲)	(略)	特定健康診査の実施率 70%以上 特定保健指導の実施率 45%以上 (平成35年度)

(4) (略)

別表第三 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

(1) こころの健康

項目	現 状	目 標
① 自殺者の減少(人口10万人当たり)	(略)	13.0以下 (平成38年度)
②・③ (略)	(略)	(略)
④ 小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	(略)	増加傾向へ (平成34年度)

(2) 次世代の健康

項目	現 状	目 標
① 健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割合の増加		
ア(略)	(略)	(略)

④ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少	(略)	平成20年度と比べて 25%減少 (平成27年度)
⑤ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上	(略)	平成25年度から開始する 第2期医療費適正化計画 に合わせて設定 (平成29年度)

(3) 糖尿病

項目	現 状	目 標
①～④ (略)	(略)	(略)
⑤ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少(再掲)	(略)	平成20年度と比べて25% 減少 (平成27年度)
⑥ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上 (再掲)	(略)	平成25年度から開始する 第2期医療費適正化計画 に合わせて設定 (平成29年度)

(4) (略)

別表第三 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

(1) こころの健康

項目	現 状	目 標
① 自殺者の減少(人口10万人当たり)	(略)	自殺総合対策大綱の見直しの状況を踏まえて設定
②・③ (略)	(略)	(略)
④ 小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	(略)	増加傾向へ (平成26年)

(2) 次世代の健康

項目	現 状	目 標
① 健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子どもの割合の増加		
ア(略)	(略)	(略)

イ 運動やスポーツを習慣的に 行っていない子どもの割合の減 少	1週間の総運動時間が60 分未満の子どもの割合小 学5年生 男子 10.5% 女子 24.2% (平成22年度)	減少傾向へ (平成34年度)
② 適正体重の子どもの増加		
ア 全出生数中の低出生体重児の 割合の減少	9.6% (平成22年)	減少傾向へ (平成34年)
イ 肥満傾向にある子どもの割合 の減少	小学5年生の中等度・高 度肥満傾向児の割合 男子 4.60% 女子 3.39% (平成23年)	児童・生徒における肥満 傾向児の割合 7.0% (平成36年度)

(3) 高齢者の健康

項 目	現 状	目 標
① (略)	(略)	(略)
② 認知症サポーター数の増加	330万人 (平成23年度)	1200万人 (平成32年度)
③ ロコモティブシンドローム (運動器症候群)を認知してい る国民の割合の増加	44.4% (平成27年 公益財団法人 運動器の10年・日本協 会によるインターネット 調査) (参考値) 17.3% (平成24年 日本整形外 科学会によるインターナ ショナル調査)	(略)
④・⑤ (略)	(略)	(略)
⑥ 高齢者の社会参加の促進(就 業又は何らかの地域活動をして いる高齢者の割合の増加)	高齢者の社会参加の状況 男性 63.6% 女性 55.2% (平成24年)	(略)

(注) (略)

イ 運動やスポーツを習慣的にし ている子どもの割合の増加	(参考値) 週に3日以上 小学5年生男子 61.5% 女子 35.9% (平成22年)	増加傾向へ (平成34年度)
② 適正体重の子どもの増加		
ア 全出生数中の低出生体重児の 割合の減少	9.6% (平成22年)	減少傾向へ (平成26年)
イ 肥満傾向にある子どもの割合 の減少	小学5年生の中等度・高 度肥満傾向児の割合 男子 4.60% 女子 3.39% (平成23年)	減少傾向へ (平成26年)

(3) 高齢者の健康

項 目	現 状	目 標
① (略)	(略)	(略)
② 認知機能低下ハイリスク高齢 者の把握率の向上	0.9% (平成21年)	10% (平成34年度)
③ ロコモティブシンドローム (運動器症候群)を認知してい る国民の割合の増加	(参考値) 17.3% (平成24年)	(略)
④・⑤ (略)	(略)	(略)
⑥ 高齢者の社会参加の促進(就 業又は何らかの地域活動をして いる高齢者の割合の増加)	(参考値) 何らかの地域 活動をしている高齢者の 割合 男性 64.0% 女性 55.1% (平成20年)	(略)

(注) (略)

別表第四 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

項 目	現 状	目 標
① 地域のつながりの強化（居住地域でお互いに助け合っていると思う国民の割合の増加）	居住地域でお互いに助け合っていると思う国民の割合 50.4% (平成23年)	(略)
② 健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加	健康づくりに関係したボランティア活動への参加割合 27.7% (平成24年)	(略)
③ 健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業等登録数の増加	参画企業数 233社 参画団体数 367団体 (平成23年度)	参画企業数 3,000社 参画団体数 7,000団体 (平成34年度)
④・⑤ (略)	(略)	(略)

別表第五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

- (1)～(3) (略)
(4) 飲酒

項 目	現 状	目 標
①・② (略)	(略)	(略)
③ 妊娠中の飲酒をなくす	(略)	0% (平成34年度)

- (5) 喫煙

項 目	現 状	目 標
①・② (略)	(略)	(略)
③ 妊娠中の喫煙をなくす	(略)	0% (平成34年度)
④ 受動喫煙の機会を有する者の割合の減少	(略)	望まない受動喫煙のない社会の実現 (平成34年度)

別表第四 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

項 目	現 状	目 標
① 地域のつながりの強化（居住地域でお互いに助け合っていると思う国民の割合の増加）	(参考値) 自分と地域のつながりが強い方だと思う割合 45.7% (平成19年)	(略)
② 健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加	(参考値) 健康や医療サービスに関係したボランティア活動をしている割合 3.0%	(略)
③ 健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数の増加	420社 (平成24年)	3,000社 (平成34年度)
④・⑤ (略)	(略)	(略)

別表第五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

- (1)～(3) (略)
(4) 飲酒

項 目	現 状	目 標
①・② (略)	(略)	(略)
③ 妊娠中の飲酒をなくす	(略)	0% (平成26年)

- (5) 喫煙

項 目	現 状	目 標
①・② (略)	(略)	(略)
③ 妊娠中の喫煙をなくす	(略)	0% (平成26年)
④ 受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少	(略)	行政機関 0% 医療機関 0% (平成34年度) 職場 受動喫煙のない職場の実現 (平成32年) 家庭 3% 飲食店 15% (平成34年度)

(6) 歯・口腔の健康

項 目	現 状	目 標
① (略)	(略)	(略)
② 歯の喪失防止		
ア 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	(略)	<u>60%</u> (平成34年度)
イ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	(略)	<u>80%</u> (平成34年度)
ウ (略)	(略)	(略)
③ (略)		
④ 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		
ア 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	(略)	<u>47都道府県</u> (平成34年度)
イ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	(略)	<u>47都道府県</u> (平成34年度)
ウ (略)	(略)	(略)
⑤ (略)	(略)	(略)

(6) 歯・口腔の健康

項 目	現 状	目 標
① (略)	(略)	(略)
② 歯の喪失防止		
ア 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	(略)	<u>50%</u> (平成34年度)
イ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	(略)	<u>70%</u> (平成34年度)
ウ (略)	(略)	(略)
③ (略)		
④ 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		
ア 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	(略)	<u>23都道府県</u> (平成34年度)
イ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	(略)	<u>28都道府県</u> (平成34年度)
ウ (略)	(略)	(略)
⑤ (略)	(略)	(略)